

## 令和元年度第3回国立市立学校給食センター運営審議会

令和元年9月24日

**【向井会長】** それでは定刻になりましたので、これより令和元年度第3回国立市立学校給食センター運営審議会を開始いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今日は、欠席者1名出席者17名ということで行います。

それでは、まず資料の確認をしたいと思います。事務局よりお願いします。

**【事務局】** それでは、議事に先立ちまして資料の確認をお願いいたします。

事前に郵送いたしました運営審議会次第、資料1-1の令和元年度事業報告については、送付以降に新たな事件が発生したことに伴い、本日、差しかえた資料を机上配付いたします。資料1-2、1-3で学校給食食材等の放射性物質の測定検査及び産地について、資料2として令和元年度学校給食費収支状況、資料3で学校給食費の改定（案）に対するパブリックコメントについて、資料4で前回の運営審議会において委員の方からいただいたご意見及びご質問の要点を簡潔にまとめた一覧表、資料5は当運営審議会に提出された要望書となります。最後に、席次表、（4）報告事項にかかわる資料ですが、新学校給食センター整備事業方針（案）に対するパブリックコメント一覧表は、本日、机上に配付させていただきます。過不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。以上です。

**【向井会長】** それでは、（1）の事業報告についてを議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

**【事務局】** それでは、事業報告につきましてご説明いたします。資料番号1-1をご覧ください。

まず、6月20日の平成30年度第6回運営審議会から本日までの事業等の主なものについてご説明させていただきます。

6月22日に国立市役所3階大会議室で、新学校給食センター整備事業方針（案）市民説明会を開催いたしました。当日は、18名の方が参加されたところでございます。

6月24日は教育委員会定例会が開催されまして、平成30年度学校給食費決算について報告し、また、議決事項である令和元年度国立市立学校給食センター運営審議会の委嘱に

ついてが可決されました。

7月10日に第六小学校の3年生約70名が給食センターに社会科見学に訪れていただきました。当日は、窓越しより、調理場内を見学し、あわせて、給食センターの成り立ちや献立を作成する過程、給食センター職員の一日の業務内容等を説明し、質疑応答を行いました。

7月16日に多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会があり、昭島市にて開催され、栄養士2名が出席いたしました。

7月18日に1学期の給食が終了いたしました。

7月19日には給食提供が終了したのに伴い、東京都多摩立川保健所職員を講師としてお招きし、給食センター職員全員を対象とした衛生講習会を開催いたしました。当日は、栄養士、調理員、配膳員約60名が受講いたしました。

8月16日金曜日夜間、17日土曜日午前、市民の方からの要望により、6月22日に開催した、新学校給食センター整備事業方針(案)市民説明会をさらに2回開催いたしました。16日は10名、17日は9名の方が参加されたところでございます。

8月20日に多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会があり、午前は府中市にて、米飯調理事業者工場の視察があり、午後は、国立市にて、勉強会が開催されました。国立市から3名の栄養士が出席いたしました。

8月27日に小中学校の一部、29日から全校で給食を開始しております。

9月9日は、国立市議会総務文教委員会が開催され、給食センターに関連する陳情が1件提出され、審議されました。また、給食費の改定案について、運営審議会で審議いただいている旨の報告を行い、ご質問やご意見を承ったところでございます。

9月11日には、学校給食食材等の放射性物質の測定検査及び産地について(お知らせ)を全校配布の形で送付してございます。

これは、8月21日、外部機関による検査の結果、サツマイモ(千葉県産)に微量の放射性物質が検出されました。

給食食材としてご提供する前の検査ですので、学校給食食材として使用することはございませんでしたが、従前に習い、保護者様宛ての文書を送付いたしましたものでございます。

具体的な測定濃度につきましては、後ほどご説明いたします。

事業報告の続きですが、9月18日には、平成31年4月1日から令和元年8月31日分の学校給食費の収支状況について、監査員に監査していただきましたので、後ほど監査の報

告をしていただきます。

9月18日の第二小学校3年1組の給食で、豚汁に透明なセロハンテープのような異物が混入してしまいました。

事の経緯といたしましては、12時45分に柳澤副校長先生から電話連絡があり、これを受けて外立事務主査が直ちに学校に伺い、13時ごろに柳澤副校長先生に面会、現物を確認し、謝罪いたしました。

給食センターに帰庁後、直ちに、ほかにも同様の異物が入っていないか、他の学年、学級についても確認しましたが、同様の物は発見されませんでした。

今回発見された異物は、縦6センチ横1センチほどの細長い透明のセロハンテープのようなものであり、現在のところ混入の経路については、特定に至っておりませんが、給食センターで使用しているセロハンテープは赤色または青色のものに統一していること、今回の調理過程ではセロハンテープを使用していないこと、野菜については、納品後、3回洗浄を励行し、異物混入には万全の注意を払っていることなどから調理過程で混入した可能性は極めて低いと考えられます。

本件については、野菜以外の食材に付着していたものが混入した可能性も考えられることから、豚汁の材料を扱っている業者、6業者になりますが、これに対し、異物混入があったことについて連絡し、今後、異物混入が起きないように改めて周知徹底しております。

3年1組の児童及び保護者の皆様には大変ご心配をおかけしたことをお詫びするとともに、今後このようなことがないように注意し、安全で安心な給食の提供に努めてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

最後に、本日第3回の運営審議会という経過でございます。

以上、主なものについて報告させていただきました。

続きまして、資料番号1-2及び1-3でございますが、給食センターでの放射性物質の測定結果については、6月から8月までの給食実施日の、飲用牛乳、飲用牛乳を除いた小・中学校の提供給食を測定し、いずれも検出限界値にて不検出との結果でございました。

外部検査機関による放射能測定の結果につきましては資料のとおりでございます。先ほど申し上げました、資料1-3の上段の表にサツマイモのセシウム137の濃度が1.9ベクレルと記載されております。

農林水産省が設定する食品に関するセシウム137の基準値では、一般食品が100ベクレル、乳児用食品が50ベクレル、牛乳が50ベクレルなどとなっております。

国立市では、0.9ベクレルを下限値として、より精度を高くして測定しております。したがって、今回計測されたセシウム137の濃度1.9ベクレルは、国において基準値未満の値が計測されておりますが、使用を中止したところでございます。

また、7月から9月使用分の給食物資の予定産地と地場野菜の使用予定日も同資料に記載しております。

報告につきましては以上でございます。

【向井会長】 報告が終わりました。ご質問やご意見のある方、いらっしゃいますか。佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 放射性物質に関して質問が2点ほどございまして、1つが、使用を中止し産地を変更しましたとご記載いただいていたのですが、この食材を交換するコストみたいなものは誰が負担するのかというのが一つと、あと、検出されたことをもって使用中止するという基準、検出されたら使用しないというような基準の設定根拠みたいなものが、もしあれば、教えていただければと思います。

【事務局】 まず第1点がコストの部分ですが、産地を変更することによって業者にそれを依頼しますので、その前にはもう金額決まっていますので、新たにかかるコストというのとはございません。

明確な基準があるかといったら、そういう基準のようなものは今のところはないと。ただ今回の、市のほうで出している外部機関への定量下限値より高い場合は使用しないということが、明文化されていないんですけれども、そういうような形で従前からしているということでございます。

【佐藤委員】 ありがとうございます。安心のために国の基準値以下であっても使わないという判断はあってもいいかもしれないのですけれども、やはり、千葉県のスズマイモ生産者からすると基準の50分の1なのに何でみたいな話があったり、風評を助長しているのではないかみたいな、そういった批判がある可能性があるんで、何ベクレル以下だったら使わないみたいな、そういった根拠みたいな考え方をしっかり整理されておいたほうがいいのかなと思いましたので、ちょっと意見させていただきました。

【事務局】 今後検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【向井会長】 ほかにありますでしょうか。特にないようですので、次に移ります。

それでは、(2)の学校給食費の収支状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、平成31年4月1日から令和元年8月31日までの学校給食費収支状況につきましてご説明いたします。

お手元の資料2の1ページをご覧ください。

収入の欄、給食費は、調定額9,026万6,573円に対しまして、収入額が7,799万6,629円、未収入額が1,226万9,944円で、収納率といたしましては86.41%でございます。

内訳でございますが、現年度給食費、令和元年度給食費につきましては、調定額が8,079万1,048円に対し、収入額が7,786万5,790円、未収入額が292万5,258円、収納率が96.38%でございます。

過年度給食費、平成30年度以前の調定額につきましては、947万5,525円に対しまして、収入額が13万839円、未収入額が934万4,686円で、収納率が1.38%でございます。

その下、前年度繰越金、雑入は、廃油売却収入等でご覧のような金額となっております。この3万2,599円の内訳でございますが、廃油代としまして、3万2,550円、利息が49円でございます。合計で3万2,599円ということになってございます。

合計額の欄でございます。調定額9,696万9,866円、収入額8,469万9,922円、未収入額1,226万9,944円でございます。

下段、左側の支出でございます。主食購入代、副食購入代、牛乳購入代、調味料購入代となっております。合計額は6,917万2,049円でございます。

右側の表でございますが、収入合計から支出合計を差し引いた8月31日現在の残高としましては、1,552万7,873円でございます。

続きまして、おめくりいただいて、2ページをご覧ください。ただければと思います。

2ページ以降につきましては、1ページでご説明いたしました補足の詳細資料でございます。

2ページにつきましては、1ページで説明いたしました現年度給食費の収入における調定額、収入額、未収入額等について、小学校分を月別に示したもので、さらに、喫食者数を添えたものでございます。

小学校については、合計で調定額5,455万9,403円に対して、収入額が5,297万6,153円、未収入額が158万3,250円、支出額4,621万3,141円、喫食者数が延べ20万8,522人でございます。

3 ページは同様に中学校における状況でございます。合計欄でございますが、調定額2,623万1,645円に対して、収入額が2,488万9,637円、未収入額が134万2,008円、支出額が2,295万8,908円で、喫食者数が8万2,977人でございます。

最後の行は、小中学校の合計となっております。

続きまして、おめくりいただいて、4 ページでございます。

物資の購入代金の支出に係る小学校における物資ごとの月別内訳を示しております。

さらに、主食と副食についても細かく分類をしたものでございます。

小学校における物資代金合計は4,621万3,141円となります。

続きまして、5 ページは同様に中学校における物資代金の内訳を示しております。

中学校における物資代金合計は、2,295万8,908円で、小中合計では6,917万2,049円でございます。

続きまして、おめくりいただいて、6 ページでございます。

6 ページは、1 ページで説明しました過年度給食費の収入における調定額、収入額等の年度別内訳でございます。

8月31日現在の収入といたしましては、小学校分が3万3,322円、中学校分で9万7,517円、収納率は1.38%でございます。

次のページにつきましては、9月18日に行っていただきました監査の報告書を添付してございます。

報告につきましては、以上でございます。

**【向井会長】** 説明が終わりました。

ご質問等は監査員の監査報告を受けてから伺います。

それでは、第一中学校の有馬委員と第三中学校の西村委員、よろしく願いいたします。

**【有馬委員】** 監査報告。

それでは、監査報告をいたします。監査報告書をご覧ください。

監査は、9月18日水曜日午前10時ごろから第一給食センター会議室で行いました。

監査の内容は、令和元年度1学期の学校給食費の収支書類と証拠書類を監査したもので、監査の結果は、ここにありますとおり、平成31年4月1日から令和元年8月31日までの学校給食費収支状況について、帳簿及び預金通帳等を照合した結果、適正に処理されていることを認めます。令和元年9月24日、監査員、有馬美奈子。

**【西村委員】** 監査員、西村朋美。以上です。

【向井会長】 監査員には、大変お忙しい中、帳簿や関係書類について監査をしていただき、ありがとうございました。

それでは、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

特になければ、よろしいでしょうか。

それでは、(3)の学校給食費の改定(案)についてを議題といたします。

まず、事前に配布されました資料について、事務局から補足説明がありますか。

【事務局】 それでは、端的に補足説明させていただきます。

まず、資料3についてですが、こちらは、8月9日から9月6日まで実施したパブリックコメント及び8月27日に発出した全校児童生徒の保護者の方へのお知らせ文、これはご意見等があれば9月10日まで承るという趣旨の文章になりますが、これらにより寄せられたものとなります。全部で4件であり、原則、個人情報特定されるものは削除しておりますが、原文をそのまま記載しております。

次に、資料4については、去る8月26日に開催された第2回審議会において、各委員の皆様が発言された内容を、ポイントを絞ってまとめたものとなります。

最後に資料5については、次の議題である報告事項にも絡むものではございますが、給食費の値上げについて、回避も含め、慎重な審議をいただきたいという趣旨の要望書となります。

こちら個人が特定できるような部分については削除しておりますが、4名の方の連名で提出されております。

補足説明は、以上となります。

【向井会長】 補足説明が終わりました。

この議題については、今、説明があった資料のとおり、8月26日に開催された第2回の運営審議会の時点での各委員の考えられていることや意見、または、事務局への質問を受けたところです。

では、ここで、審議に入る前に、先ほどの事業報告の中にあつたように、国立市議会総務文教委員会で、事務局が「給食費の改定について」を報告したところでありますが、そこで各議員の発言や意見表明について、情報提供を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 それでは情報提供させていただきます。

国立市議会総務文教委員会は、議員7名で構成されており、原則的に委員長を除く6名の方が質疑・討論等を行い、裁決や採択の是非を多数決により判断いたします。

今回の給食費の改定案については、給食センター運営審議会に諮問したことを報告したものであり、委員会として最終的に何か判断を下すものではございません。

委員会では、4名の議員から質疑を受けました。

「献立作成委員会・試食会・児童・生徒の声とは、どのようなものがあるのか」との質問に対しまして、献立作成委員会からは、給食の量や品数を増やしてほしい、また、デザートも提供する頻度を増やしてほしいとのご意見がある。また、保護者の試食会については、組み合わせがさみしい、もう一品あったほうがよいというような趣旨のご意見を頂戴しているとの答弁をいたしました。

また、「現在行われている給食センター運営審議会では改定案について、どのような意見が出ているのか」との質問に対しまして、主だったご発言として、今回改定をした場合、次の改定はいつごろになりそうなのか、改定により栄養摂取基準は満たされるのか、今後も低温殺菌のビン牛乳は継続できるのか等のご質問があり、ご意見としては、いずれの方も改定を前提としたご発言であったと認識しており、改定について消極的な考え方を示した方はいらっしゃらなかったと考えていると答弁いたしました。

ほかに、貧困家庭が増大する中、今回の改定を機に、給食費を無償化する考えはないか・今回の改定額でパターンAだとこの先何年間、安定した給食提供ができるのか・もっと上げるべきではないか・改定によって給食がどのように改善できるのか、などのご質問がありました。

続きまして、各議員の意見については、主なものとして、給食費を無償化し、公費負担することを主張する。

以前から、給食が充実していないと感じていた。過去14年間、改定してこなかったことが異常であり、今後は社会情勢・物価動向を勘案しながら、適宜、改定すべきである。

仮に、今回の改定案パターンAの額でほんとうに充実した給食になるのか疑問が残る。個人的には、もっと上げるべきと考えている。今後については、消費者物価指数が何パーセント以上になったら改定を検討するとか、市の手数料・使用料の見直しのように、給食費も4年に1回、検討してみるとか、今後に向けてルールをつくるべきである。

このようなご意見が出されました。

各議員、さまざまな視点で意見表明されましたが、総じて、給食費の改定自体に反対された方はいなかったとの認識になります。

以上が、総務文教委員会での質疑・意見となります。



以上です。

【向井会長】 説明が終わりました。

資料3、資料4及び次の議題である報告事項にも一部入りますが資料5について、また、市議会の動向について、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

特になければ、よろしいでしょうか。

それでは、本日は、改定案について、諮問された内容に2つのパターンが示されておりましたが、これまでの議論や資料、その他パブリックコメント等を参考にしつつ、さらに審議を重ね、最終的に方向性を決定していきたいと思えます。

2つの、Aパターン、Bパターンですね、について、また、先ほどの要望書について、皆様、ご意見がありましたらお願いできますか。南委員、お願いします。

【南委員】 三小の南です。要望書を受けての動きというか、この後どういうふうに関われるものなのかなというのが教えていただきたいくて、パブリックコメントがいろいろあります、要望書もあります、審議委員会からの意見もいろいろと出ましたと。いろいろ出して、その後、これらに対してどういうふうに対処していくものなのかなというのを知りたいです。

【向井会長】 よろしいでしょうか。お願いします。

【事務局】 あくまでもこれは審議会への要望なので、要望について勘案して答えを出すという形になるので、これ自体に答えを出すという、例えばそれに回答をして、回答文書を相手様に送るとか、そういうことはないので、これを考慮しながら、またパブリックコメントを考慮しながら最終的に例えばAパターンにする、Bパターンにする、あるいは改定をしないとかというのは結論を出していくということで、これらにお答えするという形はないと思えます。

【南委員】 じゃあ、私たちはこれらを判断の一助としながらという感じで見ていけば大丈夫ですかね。ありがとうございます。

【向井会長】 ほかにありますでしょうか。井原委員、お願いします。

【井原委員】 二小の井原です。

先ほどの給食費収支状況と給食費の値上げと関係してくると思うんですけども、収支を見ていると未収入額が大変多いなという印象を受けたんですが、この未収入額について、何かセンターや市からアプローチというものはあるんでしょうか。

【事務局】 これは毎年、悩みの種といたらおかしいんですけども、そもそも給食費

というのは私債権になりまして、市役所の、例えば税金とか介護保険料とか後期高齢医療保険料というのは自力執行権になる強制徴収公債権といいまして、極端に言えば、よく聞かれる、差し押さえというやつですね、督促を出して、そういうこともできるものなんですけれども、給食費というのはそういうものではないので、そういう形ではこちらから文書とか訪問とか、あるいは電話とかで納付のお願いをするという形しかとれないところであります。

ただ、そういうところではあるんですけども、私たちとしまして、負担の公平性や費用の中立性を考えれば、この収納率は上げていかなければいけないというのは当然認識しておりますので、今までやってきた納付の徴収のお願いの仕方を改めまして、本年度は、来年度からもし改定ができればという話もありますし、そういう部分では、担当も、実は私も4月から来たばかりですので、新たな視点でそういう納付されていない方へのアプローチというのをやっていこうかなと思っております。

例えば、納付をお願いする未納の方の納付のお願いする文書なんか、過去は年に2回ぐらい、催告のお願いというのを出していたんですけども、例えばその紙の色を変えとか、文書の内容を変えとか、あるいは、封筒をちょっと変えてみるとか、そういうのでも、全然、その後の反応といいますか、最終的に納付されるかどうかはわからないですけども、反応は全然違います。

私、実はこの前まで、税を納める収納課というところの課長を5年間、収納課に8年おりましたので、ご存じかもしれないですけども、国立市で、市税収納率日本一でございますので、そこの課長をやっておりましたので、私もその経験を積みながら、一緒に担当とやっていきたいなと、何か変えようとは思っていますので、収納率を上げていきたいと思いません。

**【井原委員】** ありがとうございます。ほかの市町村で聞いたことがあるんですけども、未納の場合、未納がずっと続くと給食を食べられなくて、自宅からお弁当などを持ってくるというような対応をされている市町村もあるというふう聞いたことがあるんですけども、そのような強気の姿勢というか、そういうことは行わないのでしょうか。

**【事務局】** それはやらないです。以前、埼玉県のほうのとある自治体でもそういうのが、未納の方には給食を提供しないというのがありましたけれども、結構話題というか問題になっていました。国立市としては、決してお子様、喫食されるお子様が何か悪いというわけでもないですので、そこは義務教育の過程の中で、皆様に、食育とかもいろいろありますので、皆様に等しく食べていただいて、今後の成長を促していきたいなという部分はあります

ので、それは全くしないうもりであります。

【井原委員】 ありがとうございます。

【向井会長】 それでは、ほかにご質問、村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 五小の村上です。私自身も南さんと同じで、事前に配付された資料5であつたりとか、パブリックコメントなどを読んで、審議員として感じるものであつたりとか、自分は考えに及ばなかったと部分だなどと思う部分がたくさんあつて、いろいろな方が一生懸命給食について考えているんだなと感じました。

ただ、それについてここで新たなことを話し合えるのかということ、そこにお手伝いができるのかというのにちょっと疑問があります。例えば、9月5日のパブリックコメントの牛乳がご飯と合わないから牛乳を減らせば少し安くできるんじゃないかという、すごく私はいい意見というか、考えるべき意見なんじゃないか。

例えば牛乳を全部なくすということではなくて、何日かの牛乳給食を減らすだけで、給食費収支状況でもありますけれども、牛乳購入代はすごく、支出の部分で主食よりも大きいですよ。なので、そこを何日か減らすことによって、それを副食とかに回せるんじゃないかなとか。それができれば今の金額で、給食費を上げるのを回避するという選択肢が出てくるのかとか、そういったことも考えてしまったり、個人的にはしますが。

このパブリックコメントを受けた上で、給食センターのほうでのAパターンかBパターンかだけではなくて、そこに上乗せして、こういう部分も含めた新たな認識が出てきた上で、審議員もAかBか回避なのかというのを答えていけたほうがいいんじゃないかなと思います。

9月9日のアレルギー食のことも、ほんとうに、払っているほうからすれば除去分も払っているんだからそれも考慮してほしいというのは当然のことだと思うので、こういった、もらったものに対することをどこまで反映したAかBか回避なのかということを少しお聞かせいただければ、審議員のほうも新たな意見が出しやすいんじゃないかなと思います。

【向井会長】 ありがとうございます。

それでは、パブリックコメントについてお願いします。

【事務局】 それでは、最初にご質問のありました牛乳の件についてなんですが、まず、国の学校給食法では、学校給食における牛乳について、何かうたわれているかということがあるかについて申し上げさせていただきたいと思います。

学校給食法施行規則第1条では、学校給食について、完全給食、補食給食またはミルク給

食の種別があるとなってございます。完全給食とは、給食内容がパンまたは米飯、ミルク及びおかずである給食をいい、補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食をいい、ミルク給食とは給食内容がミルクのみである給食をいうとなってございます。したがって、学校給食法施行規則では、いずれの種別の給食であっても、学校給食内容にミルクを含んでいることが前提となっていると解されます。

また、文部科学省は平成30年7月31日に発出している「学校給食実施基準」の一部改正について、の通知文では、学校給食における食品構成について、学校給食のない日はカルシウム不足が顕著であり、カルシウム摂取に効果的である牛乳等についての使用に配慮すること。また、家庭の食事においてカルシウムの摂取が不足している地域にあっては、積極的に牛乳、調理用牛乳等について使用に配慮をすることとなってございます。

カルシウム摂取量については、日本スポーツ振興センターが平成22年度に「児童生徒の食事状況等調査報告書」を作成しておりまして、この調査書の中では、学校給食のある日に推定平均必要量以下の児童・生徒は約34%、学校給食のない日は約72%であったとの調査結果が出ております。このことから学校給食からのカルシウム摂取量が1日の摂取量に大きく影響していることがわかります。

牛乳200ミリリットルでカルシウムは227ミリグラム摂取できます。骨量を高められるのは子供だけであり、特に小学校4年生から中学生までが一番骨にカルシウムを貯められます。最大骨量が低いと骨粗しょう症になるリスクが高まってしまいます。

このようなことから、牛乳の提供に関しては、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る、牛乳の提供を続けたときの健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び、望ましい食習慣を養う、伝統的な食文化についての理解を深めるという目標もございまして、国立市といたしましては、継続という方針を今とっております。

牛乳については以上でございます。

また、要望書のほうにも一部触れられておるんですが、給食の改定をしないでほしいという要望のことについて、事務局としての考え方というところですが、今回の改定は、皆さんもご存じのとおり、初回の審議会においても資料に基づきご説明いたしました。過去14年間の物価上昇、現在の献立内容が充実しているとは言えないとの意見が多く寄せられている現状、国の学校給食栄養摂取基準においてエネルギーや各栄養素などでこの基準に満たない状態が散見されるようになっている状況など、さまざまな要因により給食の質の維持ができなくなること、つまり、給食の本旨にかかわる問題だと認識しております。

一番大切な各学校に通っていらっしゃる児童、生徒皆さんのことに重きを置くとき、給食の提供というのは、究極的に言えば、そのお子様たちの命の問題でもあります。

そのようなことから質を維持するためには、まずは、この時期に改定することはやむを得ないことと考えております。

また、国立市の就学援助制度の所得基準は、他の自治体に比べても高く設定されており、経済的に厳しい世帯の方には、これにより給食費の負担はないことも申し添えさせていただきます。

事務局からは以上になります。

【向井会長】 よろしいでしょうか。

【村上委員】 こうやって一度、審議委員会でそういった意見を出して、それがまとまって、きっとプリントで、同じような考えを持っている方にも、改めて、いただいた答えが配布されると思うのでよかったですと思います。改定に反対しているとか、そういうことではありません。よろしくお願いします。

【向井会長】 ほかにありますでしょうか。ご意見としてどちらということがないのですが、今も、事務局の説明にもいろいろ多数ありましたが、もう一度、事務局のほうの見解をここで伺いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

【事務局】 それでは、まず、この時期に改定することはやむを得ないということについては、先ほど申し上げたとおりでございます。

その前提に立って、2つのパターンを考察いたしますと、前回の審議会の資料でご説明した異なる3つの年度の4月分の献立表を見比べていただきたいと思います。例えば、品数では、平成17年度が月3.73品、26年度が月3.60品、31年度は3.29品となっており、デザート回数においては、17年度が月6回で1回の単価が35.28円。26年度が5回で1回の単価が47.94円、31年度が4回で1回の単価が51.50円でございます。

また、主菜の個づけ回数においては、17年度が14回、26年度が10回、31年度は6回であり、単品よりも比較的安価な食材費に抑えられることができる、いわゆる大量につくって、それを個々に分ける方向へと進んでおります。

また、7月の第1回審議会で改定(案)をご説明いたしました際に、食材の消費者物価指数が平成17年は94.4に対して、29年は101.9に上昇したと申しましたが、最新の数字で平成30年はさらに上昇し、103.4とのことでございます。時間の流れとともに、

徐々にですが、今もなお、物価が上昇し続けていることが感じ取れます。

次に、10月に消費増税があるわけですが、食材については軽減税率が適用され、8%に据え置かれる措置が講ぜられますが、食材を購入する前の段階で、光熱水費や中間業者が行う運搬や保管、袋詰め、容器の購入等で、少なからず消費増税が影響し、少額かもしれませんが、食材の本体価格のほうに転嫁されるものと考えております。

このようなことを鑑みますと、子供たち本位の視点を持ち、安心・安全な給食の提供は当然のことながら、エネルギーや各栄養素の充実やそのバランス感、必ずとは言えないですが、品数が充実する可能性、給食の彩りの部分、デザートをつけてほしいとの要望にある程度応えられる、献立を作成する栄養士も単価の点で、食材の幅が広がり、結果的にメニューにバリエーションが広がるなどを考え合わせ、あわせて、これらの物価動向や安定した給食の提供、過去の改定状況を鑑みて、果たして、次に、いつの機会に給食費を改定するのか、それまでの質の確保・安定供給を総合的に考えますと、児童・生徒第一主義を最優先事項として、Aパターンが望ましいかと事務局としては考えております。

以上でございます。

**【向井会長】** ありがとうございます。それでは皆さん、ご意見、Aがいいとか、Bがいいとかそういうご意見はありますか。前回の資料に値上げ幅として中学年を例にとりますと、パターンAのほうは400円値上げ、パターンBのほうは300円となっております。いかがでしょうか。中学校のほうも同じ値上げ幅です。上野委員、お願いいたします。

**【上野委員】** 以前にどこかでお答えしていただいたかもしれないんですけども、ちょっと僕のほうが覚えていないので、またもう一度教えていただけたらと思うんですけども。改定額が小さいほうで、上げ幅が小さければ、どれぐらいの、次また値上げを考えないといけないというとき、どれぐらいの期間があるのかというのは、ほかの方々からも意見は上がっていると思うんですけども、もし、改定の値上げ幅が少ないほうだとどれぐらいの期間このままで行けるのかというのをもう一度教えていただけますでしょうか。

**【事務局】** こればかりは将来の話で、物価がどう変わるか、あるいは、昨今ありますが、異常な気候の状態で作物がどうなるのかの値段によって変わるとか、あるいは、今、中東情勢なんかもエネルギーが上がるなんていう話もありますけれども、何とも将来的な部分で言えないところではあるんですが、少なくともBパターン、平成26年消費税が5から8に上がったときの年の金額でいきますと、このままの物価上昇が続けば、少なからず二、三年後には、物価落ちついていたとしても、見直すような検討に入るような時期になってしまう

のではないのかなとは考えているところでございます。

やはり、過去14年間、給食費が改定してこなかったという部分で、次の改定、今回もそうですけれども、次の改定も給食センター運営審議会の皆さんにはかなりの力を割いてやっていただくということを考えたときに、そう頻繁に改定案を、教育委員会が諮問して、それを検討していただくというのは、大変重圧になってしまうのかなと考えているところであり、少なくとも、やはり、市役所、教育委員会といたしましては、先ほども議会のほうでもお話があったんですが、市の手数料とか使用料の改定を検討するというのは4年に1回やるということなので、できれば給食費もその辺に合わせて4年に1回見直すかどうかというのを検討に入るということを考えております。

そうしますとやはり、Aパターンのほうが、4年間ということ考えるとAパターンのほうが望ましいのかなと考えております。

【上野委員】 ありがとうございます。

【向井会長】 よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。南委員、お願いします。

【南委員】 三小の南です。私個人の意見で言いますと、前回の審議委員会からのご意見及びご質問の一覧の資料の、8番の市からのコメントが私は結構ぴんときていまして、長い目で見たら将来的に物価が下がることはあまり考えられないというところと、子供たちの命にかかわる問題だと私は思っていますというところが、私は同意見というところがありまして、14年間給食の改定をしないというのは、それだけ努力をされてきて今に至っているというのも既にある現実だと思っています。

その上で、物価の上昇ということがあって、自分たちの子供たちを守るためにも、私は、値上げは必然としまして、その上でパターンAの値上げでもいいかなと私は思っています。今後のことも、今現在のことということもあるんですけども、どちらかという、今後将来ということも、国立市をずっと守っていくために必要なのではないかなと思っています。

以上です。

【向井会長】 ありがとうございます。パターンAのご意見いただきました。ほかに委員の皆様、ご意見ありますでしょうか。福山委員、お願いします。

【福山委員】 第一小学校の福山です。保育園に通っている子がまだいるんですが、保育園のほうで10月から保育料が無料になるということで、その分、給食費は保育園のほうに支払うことになるんですが、今まで保育料として払っていたので、保育園の給食費というのがどれぐらいかかっていたのかわからなかったんですが、今回、うちは私立なので公立とは

違うんですが、公立保育園では4,500円、保育園のほうに給食費として、保育園は補食もありますので給食費だけではないんですが、4,500円支払うということを知って、ちょっと驚きまして、学校給食のほうの方が安かったんだなということを知って。小学生ですし、体も大きい分、栄養も必要となるので、パターンAのほうで、まだ保育園に比べたら安いんじゃないかなというふうに思いますので、パターンAのほうでいいんじゃないかと思いました。

【向井会長】 ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。伊藤委員、お願いいたします。

【伊藤委員】 ちょっとわからないんですけども、例えば小学校に3人ぐらいお子さん通わせているご家庭があったときに、2人目、3人目は少し減額するとか、そういうふうな制度というのは国立市にはあるんですか。そんな制度的なことがあったりすると、何となく、ご負担されるご家庭が楽になるのかなと一瞬考えたんですけども、済みません、お願いします。

【事務局】 今のところ、給食センターに絡むようなところでの、2人、3人の児童、生徒が通っていらっしゃるのでは、助成とかあるいは減額するようなことは今のところないですね。お一人お一人の金額が決まっているものですから、その金額掛ける2とか、低学年・中学年・高学年と値段は違いますけれども、そういう普通にお支払いいただくという形になっています。

【向井会長】 ありがとうございます。値上げに関しては、皆さん前回のときに妥当であるというか、ご意見いただいたと思うんですが、今、お二方からは、今後を考えるとAパターンの方がいいんじゃないかというご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。皆さんそういうご意見でしたが、方向性として決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、パターンAということで方向性、確実な決定ではなくて、Aの方向でということで決定いたします。

それでは、次、報告事項に入ります。ありがとうございます。

議題4に移ります。給食費の値上げ及び給食センターのPFIによる運営について慎重な審議を求める要望書についてに移ります。事務局から、補足説明および要望書に関して見解がありましたらお願いいたします。

【事務局】 それでは、給食費の値上げ及び給食センターのPFIによる運営について慎重な審議を求める要望書について、事務局から補足の説明及び見解をご説明させていただきます。



きたいと思います。

まず、ご提出いただいた要望書につきましては、新たな給食センターの設置に関して、ご心配をいただいてご提出された要望であるかというふうに考えております。ご心配、ご要望されている点は大きく2つあるかと考えております。

1つは、PFI方式による新センターの建設ですとか、民間活用に関するデメリット、2つ目は過去の運営審議会のご意見と相反するのではないかという点です。

まず、1つ目のPFIに関する詳細は、さらに分けると4つに分かれるかというふうに考えております。

1つ目は、民間に調理を委託した場合、栄養士が直接現場の調理員に指示などできないのではないかとといった点かと思えます。これにつきましては、市の栄養士ですとか職員は民間事業者の調理員に支持を直接出すということはできません。ただ、市側は調理現場に入りまして民間業者の責任者を介して改善を求めていく、こういったことは契約上可能かと考えているところです。

2つ目になりますけれども、民間委託の場合の調理員などの待遇が悪化して、意欲低下ですとか、そういったところで給食の質が低下するのではないかという点です。こちらにつきましては、調理専門企業によって、今まで以上に安定した人員配置が可能になるかと考えておりました、継続性専門性を担保できる、こういったふうに考えております。また、待遇につきましても、今後、事業者を選定していく、こういった場面の中で条件面での検討を進めたいと考えております。

3つ目になりますけれども、事故の際の責任の不明確により原因究明が難しくなるのではないかという心配です。業務の一部を民間事業者が担う場合でも、給食提供事業全体の運営、こういったものは市にあります。ですので、給食提供事業全体の責任は市が負いますけれども、民間事業者が担う部分、市が担う部分、こういったものは契約によって明確にそれぞれの業務分担を行って実施していきますので、業務ごとに責任は明確に分担されます。したがって、責任の不明確による原因究明ができなくなるということはないかというふうに考えております。

4つ目になりますけれども、民間委託によって保護者負担費が大きくなる、こういったご不安の点です。業務委託によって事業者を支払う、こういった内容には、保護者の皆様に負担していただいております食材費、こういったものは入りません。これは学校給食法にも明記されておりますので、業務委託によって給食費が増加する、こういったことはない

かというふうを考えております。

続けて、大きな2つ目の、過去の運営審議会の答申と相反するのではないかとといったご意見になりますけれども、ポイントは申し上げます3点になるかというふうを考えております。平成18年の答申ですとか、その審議の過程におきまして、直営方式を継続するとの要望があったといった点ですとか、一括民間委託はあり得ないという点、あとは、平成21年の意見書において、市が責任を持って運営する、こういった方法を堅持していくという点、いずれも委託に関する運営審議会の過去の意見になっているかと思えます。

平成18年の答申では、あわせて5点ほど重要な点として骨子を示しておりますけれども、骨子によれば、運営形態の面では、運営形態がどのような形態をとるにしても、国立市並びに国立市教育委員会が責任を持って運営するべきというふうに記載をされております。

また、答申の中において、要望書にありますように、検討に際して直営方式を継続する要望があった点ですとか、仮に直営方式の対極にあるものを民間一括委託とするならば、国立市においてそのような運営はあり得ないというものを確認するというような記載もされております。

要望書で触れられている点もそうなんですけれども、市としては、これまでもそうですが、今後においても、給食提供事業、こういったものは、市が全体として責任を持ち、市の事業として安心安全を第一に行っていくべきものであるというふうに考えます。仮にPFI手法によって民間事業者へ事業の一部を委託することになったとしても、これは民営化ですとか、丸投げの委託といったものではなく、給食センターの業務の一部について民間活用を図るものであるというふうに考えております。

こういったところで、献立作成ですとか食材発注、こういった給食センターの根幹にかかわる業務につきましては、市がこれからも直接行っていくものでありまして、給食提供事業全体につきましては、運営主体は市にありまして、直営という運営形態で、市の業務責任のもとで行っていく、こういったことには変わりはないというふうに考えます。

また、これまで培ってきた特色ですとか、よさを新たな給食センターにおいても引き継いで、さらに、これに加えて民間事業者のノウハウを取り入れ、新たなメニューですとか、食育事業に活用する、こういったところでサービスの幅を向上させていきたいというふうに考えております。

要望書にございますこれまでのご意見ですとか、答申、こういった経緯も含め、さまざまな意見を、運営審議会からは、過去もらっているかというふうに考えております。

P F Iなどを活用して事業を進める方向で検討するといった基本的な方針につきましては、平成28年度に策定しました整備基本計画において示しております。

その策定に当たりましては、1年半ほど時間をかけておりますけれども、その際には運営審議会にも報告等を6回ほど行わせていただきまして、各事業手法の比較に関して、具体的な部分ですけれども、給食の理念ですとか、基本性能に対しての比較をしてほしいといったご意見をもらって、計画内で実際にその視点を加えて評価をしたという点ですとか、民設民営、こういったものは事業手法から外すようにといったご意見ももらいまして、これらを反映してきた経緯がございます。

こうした経過を踏まえまして、運営審議会の皆様の意見も踏まえ、取り入れる中で決定してきたという経過があるかというふうに考えております。現在、調理、配送、配膳といったいくつかの業務を委託する方向で検討を行っておりますけれども、これまで運営審議会からいただきました意見と同様に、市としましても、給食事業全体の運営主体は市が持ちまして、市の業務責任監督の下で行っていきたいと考えております。

また、今後につきましても、事業者の募集ですとか、選定の際に、運営審議会からも意見をもらいながら進めていきたいと考えております。

担当からの見解としては、以上になります。

**【向井会長】** 今、ご説明ありましたが、お手元にあるパブリックコメントや説明会などのご意見についても、施設担当課長よりご説明いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

**【事務局】** それでは、同じように市民の方々からも意見をいただいた機会、ご意見の内容もございますので、関連しているかと思っております。ですので、給食センター整備事業方針（案）に関するパブリックコメントの実施結果などについても報告をさせていただきたいと思っております。

お手元に配付してございますA4横の資料をご覧ください。4部資料ございますけれども、それぞれ右上に番号を振ってございます。パブリックコメントにつきましては一番下の4番の資料になりますので、そちらをご覧くださいますようお願いいたします。

新学校給食センター整備事業方針（案）につきましては、今年、前々回の運営審議会で案としてご報告を説明させていただきましたけれども、その施設の整備方針ですとか、事業手法、それから運営等に関する方針としてご説明させていただきました。

その案を受けまして、6月15日から8月23日までパブリックコメントとして意見の

募集をしております。総計で36件のご意見を10名の方から頂戴しております。当初7月4日までの期間でパブリックコメントを実施する予定だったんですけれども、説明会でのご要望を踏まえまして、延長しまして8月23日まで実施したというような経過がございます。

こちらにありますほぼ全てのご意見が事業手法に関するものが中心かと思っておりますけれども、主なご意見としましては、PFI手法ですとか、その仕組みに関するご意見、それから、調理の作業についてこれまでどおりのやり方を望むご意見、それから、附帯事業ですとか、食育に関するもの、それから、労務環境に関するものですか、今後の進め方についてのご意見、こういったものが主になるかなというふうに考えております。

幾つか抜粋してご紹介をさせていただきますと、2番と3番にありますような、子供たちのためによりよい給食、それから、手法を望む意見ですとか、5番のように今後の進め方に関するご意見、それからあと、3枚ほどおめくりいただいた16番の意見になりますけれども、働く方々の労務環境といった点、それから続くページになりますが、19番とか23番にごございます附帯事業ですとか食育に関するご意見、続く24番といったこれまでどおりのやり方を望む、また、PFI手法に関するご意見、こういった一部のご意見の紹介ではありますけれども、こういったご意見を頂戴したのかなと考えております。

また、パブリックコメントと同時に説明会も開催しておりますので、パブリックコメントと同様に市民の方々からの意見ということでございますので、当日のご質問ですとかご意見についても、こちら簡単になりますけれども概略を説明させていただきます。

同じくA4横の資料1番から3番がそれに当たりますけれども、3日間説明会を行いました。資料が多くなって恐縮なんですけれども、各日ごとの意見やご質問、それから、その際の回答と後日まとめた市の考え方をあわせて記載しています。

説明会につきましては、当初、資料1番にありますように、6月の22日に開催をしましたが、その際にもございましたご意見を踏まえまして、資料2番、3番にありますように、8月16日、17日の2日間を追加して開催しました。ご参加いただいた方は6月22日が18名、8月16日が10名、8月17日が9名でございました。総計で105件のご質問やご意見を頂戴したと考えております。

質問やご意見につきましては、パブリックコメントでご説明させていただいた内容に加えまして、例えばですけれども、資料1番の1番の項目にありますように、PFIにおける特別目的会社SPCに関するものですか、ずっと先になってしまって恐縮なんですけど、

6・7ページ先になりますけれども、37番、38番にありますような進め方に関するもの、それから、41番にありますようなアレルギー対応の関係、こういったことが、ほかにもたくさん意見、ご質問を頂戴しておりますけれども、こういったところのご意見も違う視点とさせていただいているかと思っています。

パブリックコメントですとか、説明会全体としましては、安心安全な給食を継続して実施すべきであるという、こういったことが共通した視点でのご心配ですとかご意見だったかなと考えております。

今回、パブリックコメントのご報告をさせていただいたのと、要望書についてのご説明をさせていただきました。今後、事業方針の決定などについて、皆様にまたご報告等することになるかと思しますので、その際にも、今回ご報告でお配りしました資料等を参考にさせていただければ幸いというふうに考えております。

説明につきましては以上になります。

**【向井会長】** この件につきまして、ご質問やご意見がありますでしょうか。今、かなりの量の資料が配られましたので、すぐにどうというところはなかなか難しいかもしれませんが、特に今の時点でなければ、よろしいでしょうか。今回は報告事項であります。今まで出た意見についても踏まえて、事務局において今後の取り組みを進めていただきたいと思えます。

それでは、議題5に移ります。その他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

それでは、事務局のほうで何かありますでしょうか。

**【事務局】** それでは、事務局のほうから、次回の審議会に向けて2点お知らせがございます。

1点目は、給食費の改定に関する答申書の案についてでございます。本日、皆様からご発言いただきました内容をできるだけ反映させ、方向性と示されましたパターンAにつきまして、文書の体裁を整えて、答申案をお示ししたいと考えております。よろしくお願いたします。

2点目は、年が明けて1月24日に予定されている視察研修についてでございます。

次回の審議会では、視察先について検討していただくことになるのですが、皆様の中で、何か思い当たる自治体や、ある方面で先進市である自治体で、一度視察してみたいと思っていらっしゃるところがございましたら、ぜひ、事務局までご連絡いただければと存じます。

過去の視察先につきましては、第1回の審議会で平成20年度からの視察場所を載せて

ございます。ちなみに昨年は東大和市の学校給食センター、過去は今ちょうどお話があった平成28年は狭山市の柏原学校給食センター、ここは給食センターじゃなくてPFIになっているところですね。こういうところを見に行っているようでございます。

以上、2点について、よろしく願いいたします。

**【向井会長】** 本日の議題は、全て終了いたしました。

次回は、令和元年11月21日木曜日午後2時からとなりますので、よろしく願いいたします。

ではこれで、第3回学校給食センター運営審議会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —